

《提案にあたっての留意事項》

- 1 御提案は、1つの受付フォームにつき1件として下さい。複数の御提案がある場合は、お手数ですが別々に入力をお願いします。
- 2 いただいた御提案につきましては、内容の確認及び精査を行った上で、所管省庁に対し検討要請を行います。検討要請に際し、内閣府規制改革推進室又は内閣官房行政改革・効率化推進事務局より御提案内容等について照会させていただきます。また、規制改革及び行政改革以外の御意見等につきましては、関係省庁が判明している場合は各省庁に、判明していない国の仕事に関する御相談は総務省が行う行政相談へ送付します。
- 3 個人の権利を侵害する御意見や誹謗中傷、政治関連のもの、内容が曖昧又は抽象的で検討が困難な御提案等は検討対象としない場合がありますので、あらかじめお含みおきください。
- 4 所管省庁からの回答につきましては、規制改革に関するものは、内閣府規制改革推進室で取りまとめ公表^(*)するとともに、必要に応じ「規制改革推進会議」に報告いたします。また、行政改革に関するものは、内閣官房行政改革・効率化推進事務局で取りまとめ公表^(*)いたします。提案者への個別回答はいたしませんので、あらかじめお含みおきください。
*内閣府ホームページにおいて、規制改革・行政改革に分けて公表します。
- 5 氏名・電話番号・メールアドレスにつきましては、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）に係る事務遂行の範囲内において、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等に基づき、またその趣旨を踏まえて適切に取り扱います。